

浜松市告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年8月4日から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年8月4日から2週間浜松市中央土木整備事務所（三方原）において一般の縦覧に供する。

令和8年8月4日

浜松市長 中野祐介

道路の種類	路線名	区間	別	幅員	延長
市道	小豆餅17号線	浜松市中央区小豆餅一丁目396番2地内から 浜松市中央区小豆餅一丁目396番7まで	前	最小 2.80m ～ 最大 2.90m	89.06m
			後	最小 1.82m ～ 最大 1.82m	